

# 化審法濃縮度試験法の改正①

～ 水暴露法の合理化 ～

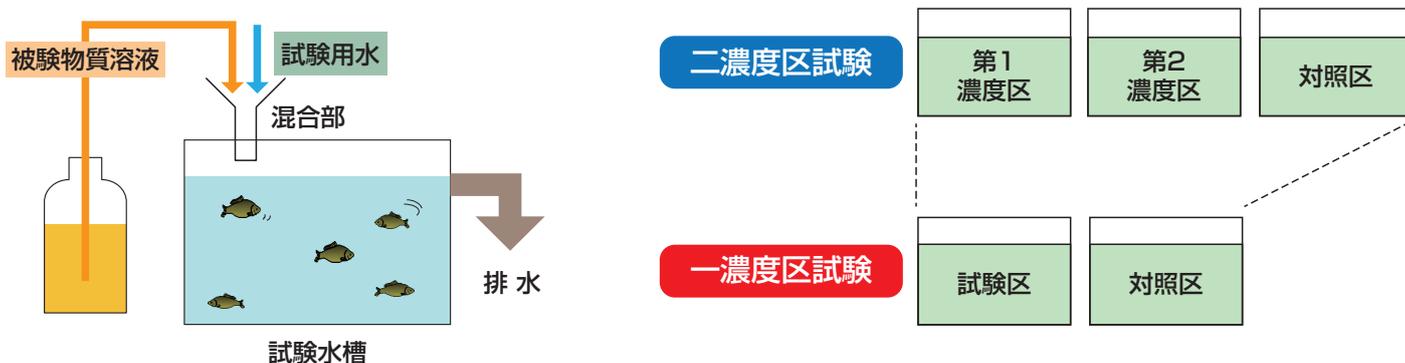
2018年4月

水暴露法(一濃度区試験)の適用条件が明確化されました!

## 一濃度区試験の適用条件

- 試験濃度を水溶解度(試験用水)の10分の1以下に設定
- 以下の物質群を除く物質に適用可能
  - ・無機化合物
  - ・有機金属化合物
  - ・界面活性作用を有する物質
  - ・トリフルオロメチル基若しくはテトラフルオロエチレン基を有する物質
  - ・構造不明な複雑な反応生成物若しくは成分が不定の混合物
  - ・蛋白質と結合する可能性が高い物質 等

従来法(二濃度区試験)よりも**試験費用が抑えられます!**



試験設計

- ✓ 構造情報に基づく適用の確認
- ✓ 水溶解度及び生物濃縮係数(BCF)の予測

予備試験

- ✓ 水溶解度の実測
- ✓ 分析感度(設定可能な試験濃度)の確認
- ✓ 予備試験結果を考慮した試験法の選択

本試験

濃度依存性の懸念あり：二濃度区試験

濃度依存性の懸念なし：一濃度区試験

お客様のご要望に応じて適切な試験設計をご提案いたします

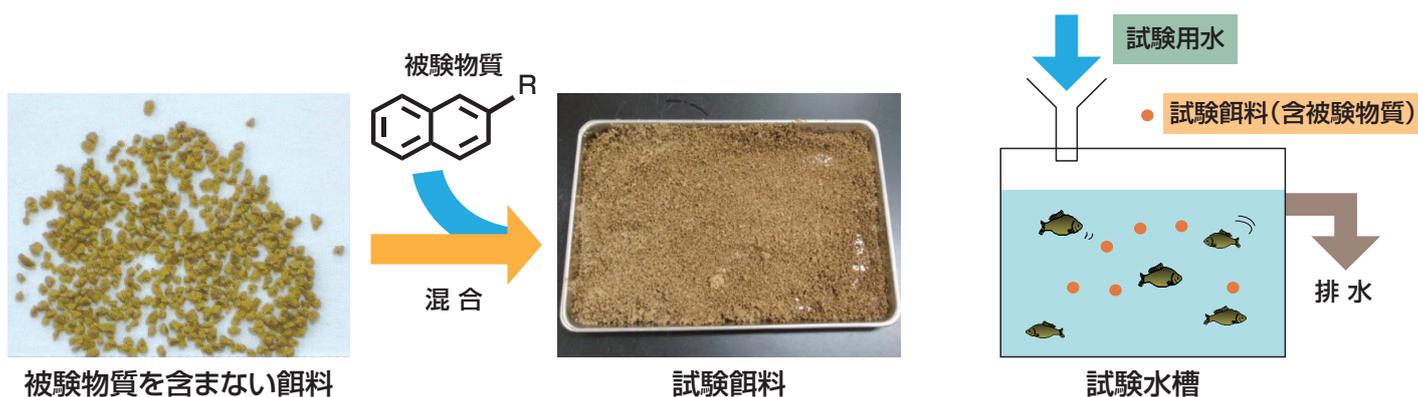
# 化審法濃縮度試験法の改正②

～ 餌料投与法の導入 ～

2018年4月 水暴露法に加えて  
**餌料投与法**が導入されました!

## 餌料投与法の適用条件

- 水溶解度が0.01mg/L未満、かつlog Powが5を超える物質
- 水暴露法の適用が困難な物質(試験実施前に当局への事前相談が必要)
  - ・試験水中濃度の維持が困難である物質
  - ・算出可能な生物濃縮係数(BCF)が1,000 L/kg程度を超える物質
- 構造不明な複雑な反応生成物、成分が不定の混合物等は適用外



## 餌料投与法の特徴

- OECDテストガイドライン305に準拠した試験法
- 経口生物濃縮係数(BMF)を算出\*  
\* 化審法ではBMF=0.007未満の場合に「高濃縮性ではない」と判定(ただし、例外規定あり)
- 少量のサンプルで試験が可能(水暴露法の1/10程度)
- 複数物質まとめて試験が可能(化審法申請目的を除く)
- 開発段階のスクリーニングにも有効

お客様のご要望に応じて適切な試験設計をご提案いたします

**CERI**

一般財団法人 化学物質評価研究機構  
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

■東京/〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25 日教販ビル7F  
TEL.03(5804)6134 FAX.03(5804)6140

■大阪/〒577-0011 大阪府東大阪市荒本北1-5-55  
TEL.06(6744)2045 FAX.06(6744)2052

URL <http://www.cerij.or.jp>

E-mail [cbc@ceri.jp](mailto:cbc@ceri.jp)